

## 船橋市建設工事等契約事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市が発注する建設工事及び設計等コンサルタント（建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託をいう。）（以下これらを「建設工事等」という。）の契約事務に関し必要な事項を定める。

(指名辞退業者の取扱い)

第2条 指名を受けた業者は、都合により入札を辞退することができる。

2 指名を受けた業者が入札を辞退した場合は、原則として業者の追加指名は行わない。

(見積期間)

第3条 建設工事等の見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| (1) 設計金額が500万円未満の場合         | 1日以上  |
| (2) 設計金額が500万円以上5000万円未満の場合 | 10日以上 |
| (3) 設計金額が5000万円以上の場合        | 15日以上 |

(最低制限価格)

第4条 建設工事等の入札にあたり、競争入札で発注する建設工事等については、最低制限価格を設けることができる。

2 最低制限価格の設定率を次の範囲内で別に定める算定式により、算出するものとする。

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| (1) 建設工事       | 予定価格の75%以上92%以下の範囲とする。 |
| (2) 設計等コンサルタント | 予定価格の60%以上85%以下の範囲とする。 |

3 次のいずれかに該当する工事の入札にあたっては、第1項の規定にかかわらず最低制限価格を設けないものとする。

- (1) 技術的難度の高い工事
- (2) 一般競争入札（総合評価型）の対象工事
- (3) その他市長が必要があると認める工事

(最低制限価格を設けた場合の入札)

第5条 最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲で一番低い金額で入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回った入札を行った者は再度入札には参加させないものとする。

(入札結果通知)

第6条 契約を主管する課長は、建設工事等の開札（見積）後直ちにその結果を建設工事等担当課長に通知するものとする。

(前金払の対象となる建設工事等)

第7条 前金払の対象となる建設工事等は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が200万円を超える工事
- (2) 市長が前金払をする必要があると認める工事
- (3) 設計金額が200万円を超える設計等コンサルタント（工事監理業務委託及び設計

意図伝達業務委託を除く。)

2 前払金の割合は次に定めるものとする。

- (1) 工事の前払金の割合は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、会計年度が2か年以上にわたる工事については、当該契約に規定する当該会計年度の出来高予定額の10分の4以内を、当該会計年度の前払金とする。
- (2) 設計等コンサルタント（工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託を除く。）の前払金の割合は、業務委託料の10分の3以内とする。

（中間前金払の対象となる建設工事）

第8条 中間前金払の対象となる工事は、前金払を受けた工事であって、次の各号に掲げる要件をすべて具備しているものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表に工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、前払金及び中間前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えることができない。

（中間前金払の認定請求等）

第9条 中間前金払を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出して、中間前金払に係る認定請求をしなければならない。

- (1) 中間前金払認定請求書
- (2) 工事履行報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査の上、当該認定請求に係る工事が前条第1項に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該認定請求を受けた日から7日以内に中間前金払認定調書を当該認定請求をした者に交付するものとする。

（部分払の対象となる建設工事）

第10条 部分払をすることができる工事は、会計年度が2か年以上にわたる契約で施工する工事とし、部分払の回数は、当該契約の会計年度の数から1を差し引いた回数以内とする。

2 市長が特に必要があると認める工事については、前項の規定にかかわらず部分払をすることができる。

（契約の保証）

第11条 供用開始時期の関係等から、特に必要があると認められる工事については、契約の締結と同時に、当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（契約不適合責任における保証特約を付したものに限る。）を付させるものとする。

2 前項の場合において、その保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

附 則

この基準は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年9月1日から施行する。

2 この基準は、平成25年9月1日以後に公告をする入札に適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。